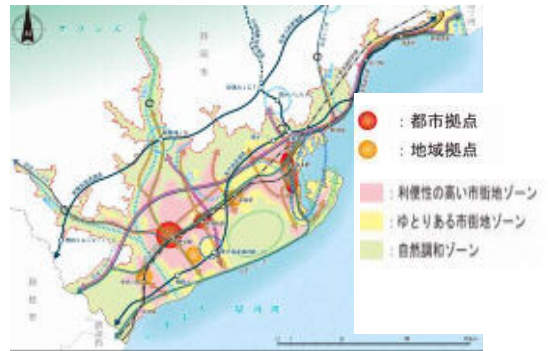


～ 静岡市立地適正化計画 改定のお知らせ～

1. 立地適正化計画とは、こんな計画です！

- 都市計画マスタープランで定めた集約連携型都市構造を実現するため、医療・福祉・商業等の都市機能や居住の適正な誘導を図る計画です。
- これにより、今後の人口減少、高齢化の中でも、市民生活の質を維持向上し、地域経済の活性化を実現します。



2. 立地適正化計画の改定ポイントは…

- 近年の災害の頻発・激甚化を踏まえ、都市機能や居住の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るため指針として、**「防災指針」を追加**
- 2017年の当初計画策定から5年経過したため、計画の進捗を評価

■ 計画の構成 *要約版(案)もご覧ください。

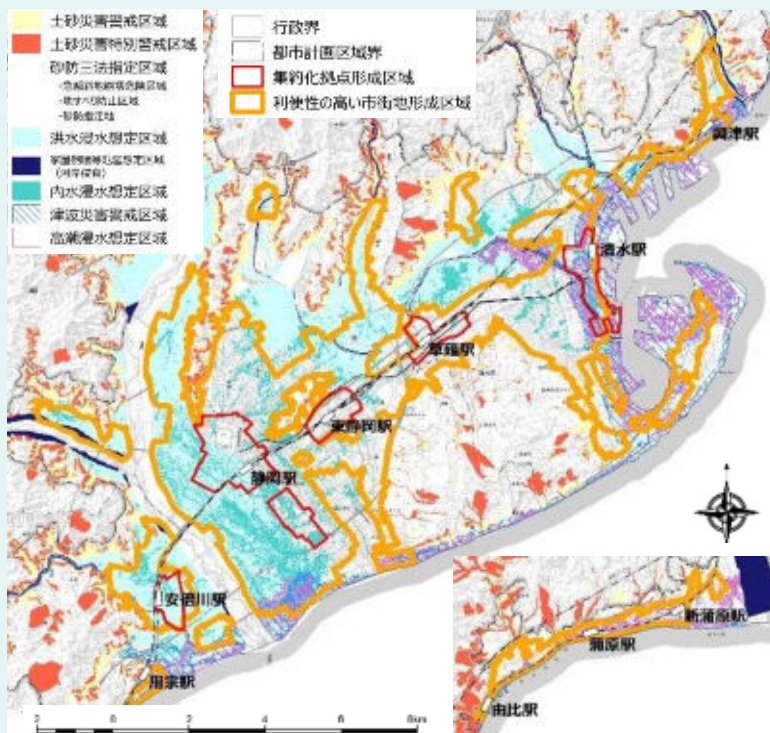
- 第1章 立地適正化計画について
- 第2章 まちづくりの方針
- 第3章 立地適正化計画の基本方針
- 第4章 集約化拠点形成区域と誘導施設
- 第5章 利便性の高い市街地形成区域
- 第6章 防災指針**
- 第7章 事前届出
- 第8章 評価・見直し

災害リスクがあるエリアも居住を誘導するエリアに含めることで、**まちづくりのなかで災害リスクの低減を図ります。**

3. 主要な改定ポイント「防災指針」について

- 防災指針は、集約連携型都市構造のうち、都市拠点・地域拠点やその周辺の利便性の高い市街地ゾーンにおいて、安全なまちづくりに必要な対策を、計画的かつ着実に講じるための指針です。
- 本市では防災指針に係る考え方として、以下を位置付けています。
 - ① 災害リスクに対する市民・地域・事業者等の適切な行動や取組が、安全につながる環境づくりを推進する。
 - ② 安全・安心な暮らしと活気・賑わいが両立し、持続可能なまちづくりを推進する。
 - ③ こうした取組により将来的な災害リスクの低減を見込み、原則、災害リスクがあるエリアも、都市機能や居住を誘導するエリアに含める。**(※現状、災害リスクから家屋への被害を軽減する対策の実効性が見込めないエリアを除く)**

■ 本市で想定される災害



■ 特に災害リスクが高いエリアの扱い

○: 居住を誘導するエリアに「含める」

- ・洪水浸水想定区域のうち、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- ・津波災害警戒区域のうち、浸水深 2.0m以上
- ・内水浸水想定区域のうち、浸水深 3.0m以上

⇒これらエリアでは対策として、
 …ハザードマップや不動産取引時の重要事項説明等によりリスクを周知
 …これにより、災害リスクに応じた土地利用や建物構造にする等、民間の取組を促進
 …加えて、これら民間の取組を誘導し、後押しするような行政の取組も検討

▲: 現状、居住を誘導するエリアに「含めない」*1

- ・土砂災害(特別)警戒区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・洪水浸水想定区域のうち、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

*1 現状、災害リスクから「家屋への被害を軽減する」対策の実効性が見込めないエリアを含めないこととしています。
 *2 いずれのエリアも、避難を中心とした対策により「命を守る」は出来ると見込まれています。